

福山地域マリーナ施設 指定管理者募集要項

令和7年7月18日

広島県

福山地域マリーナ施設指定管理者募集要項

広島県では、福山地域マリーナ施設の管理運営業務を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項及び広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第 3 条の規定により、施設の管理に関する業務を行う指定管理者を募集します。

なお、指定管理者制度については、この要項に定めるもののほか、次に掲げる法令・規程等を遵守してください。

- (1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）
- (3) 広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 16 年広島県条例第 28 号、以下「手続条例」という。）
- (4) 広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成 16 年広島県規則第 47 号、以下「手続規則」という。）
- (5) 港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）
- (6) 港湾法施行令（昭和 26 年政令第 4 号）
- (7) 港湾法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 98 号）
- (8) 広島県港湾施設管理条例（昭和 28 年広島県条例第 36 号）
- (9) 広島県港湾施設管理規則（昭和 28 年広島県規則第 74 号）
- (10) 指定管理者等管理港湾施設使用基準（平成 13 年告示第 374 号）
- (11) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）ほか労働関係法令
- (12) 広島県の休日を定める条例（平成元年広島県条例第 2 号、以下「休日条例」という。）
- (13) 広島県行政手続条例（平成 7 年広島県条例第 1 号）
- (14) 広島県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年広島県条例第 33 号）
- (15) 広島県情報公開条例（平成 13 年広島県条例第 5 号）
- (16) 広島県暴力団排除条例（平成 22 年広島県条例第 37 号）
- (17) その他関係法令・規程等

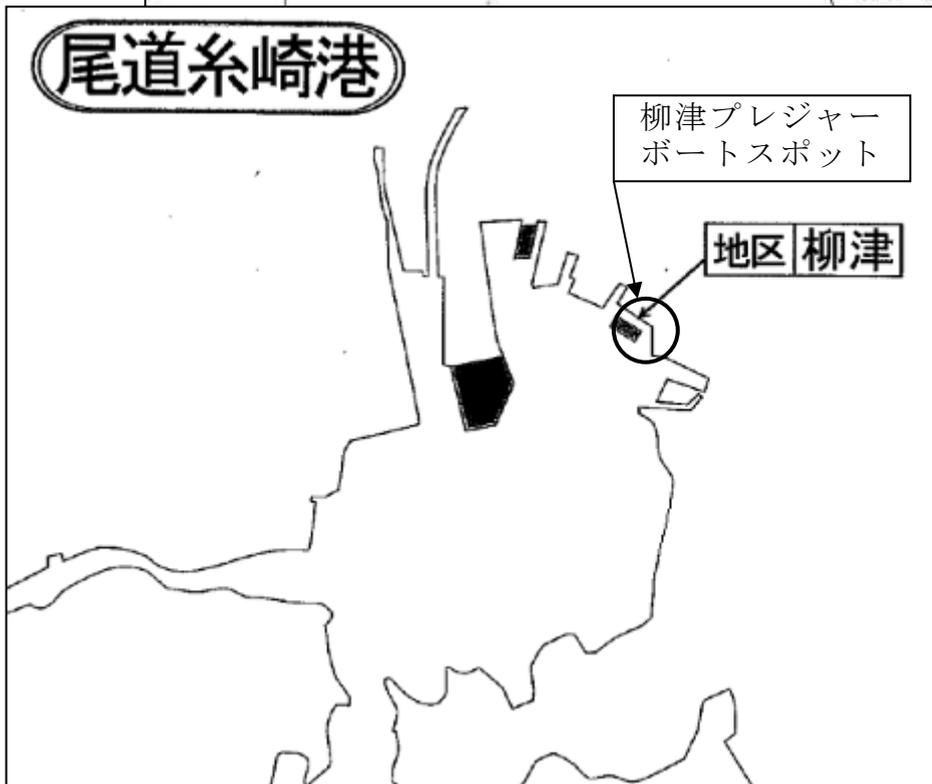
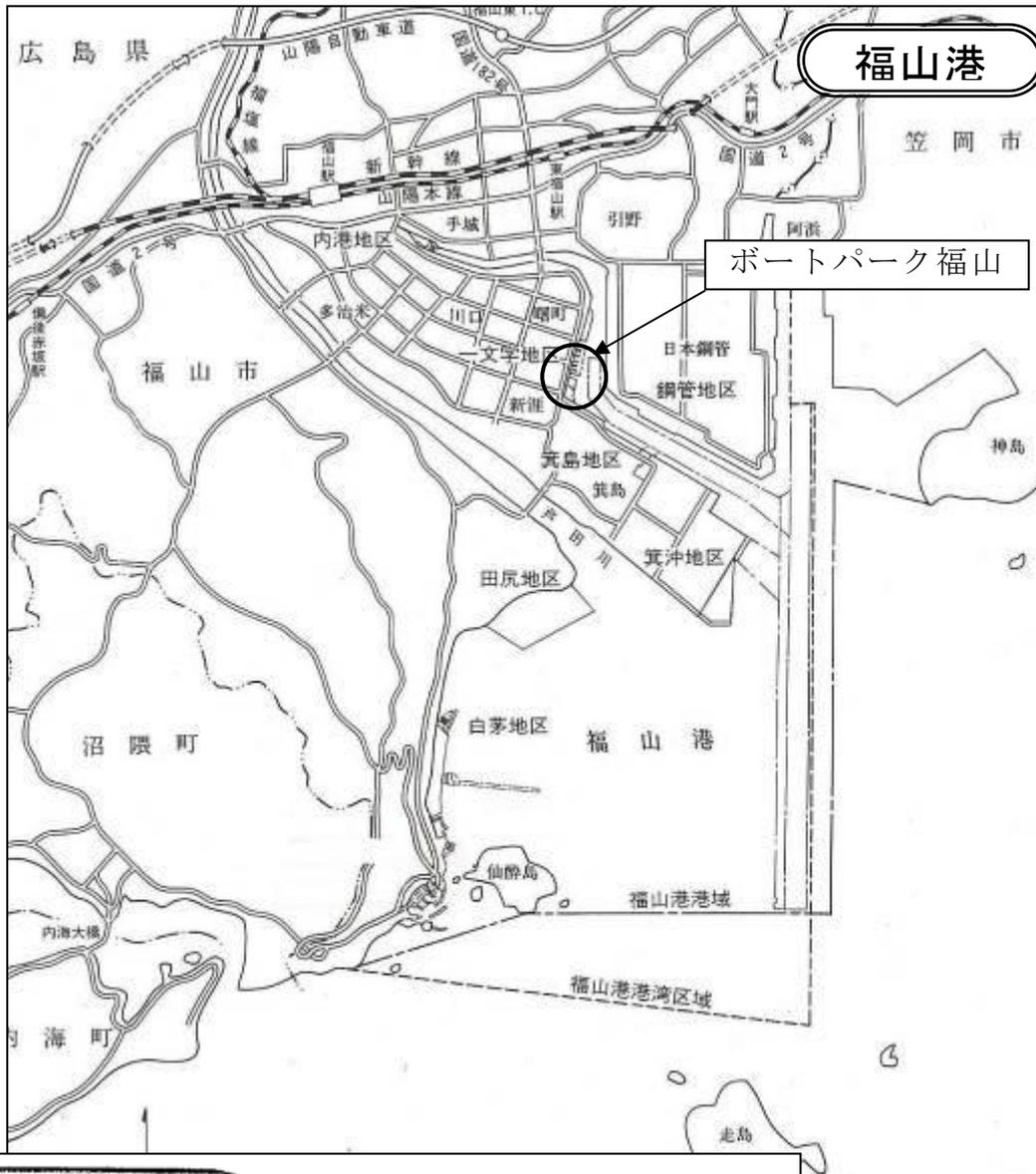
1 公の施設の概要

(1) 施設の名称及び所在地

指定管理者に管理業務を委ねようとする「福山地域マリーナ施設」とは、次に掲げる施設の総称です。

施設名称	設置場所	収容隻数
ボートパーク福山	福山市新涯町二丁目	442 隻
柳津プレジャーボートスポット	福山市柳津町	51 隻

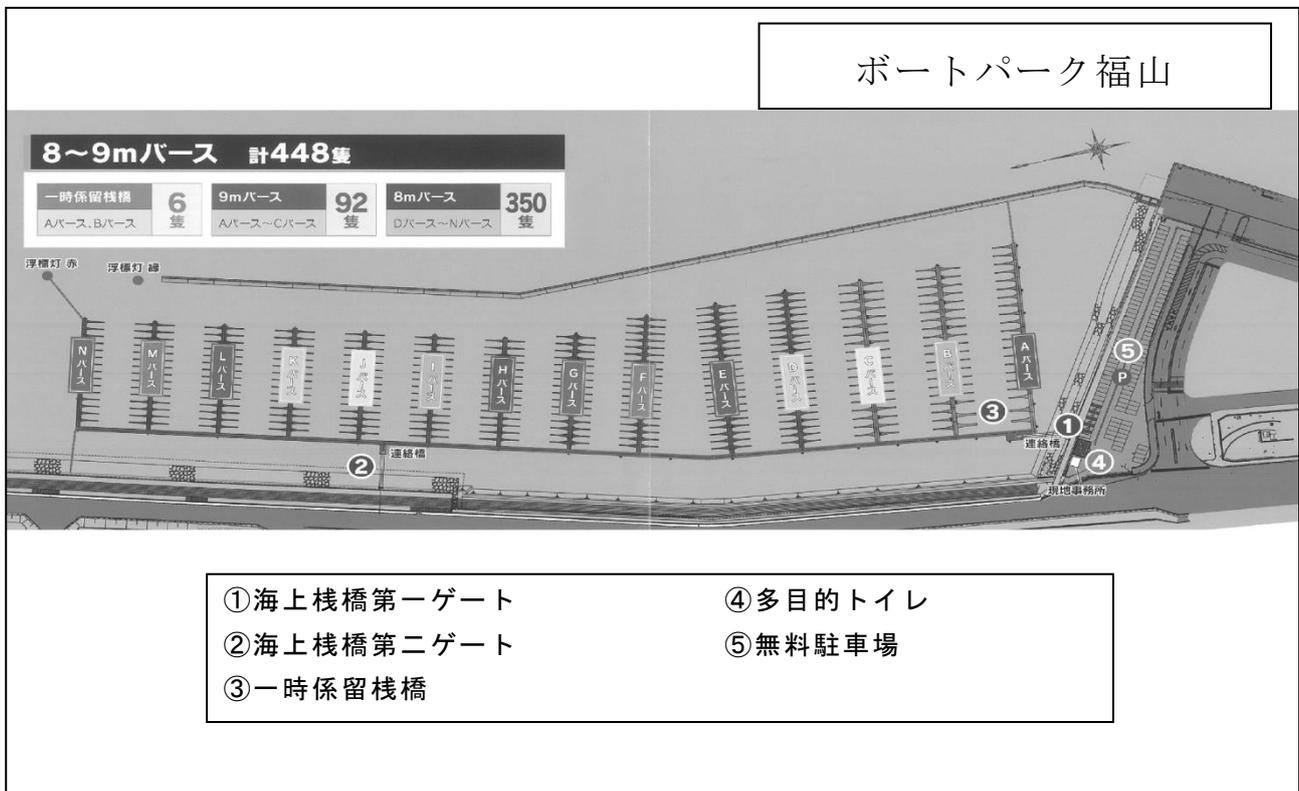
図 1



ア ボートパーク福山（設置場所：福山市新涯町二丁目）

広島県港湾施設管理条例別表第1の小型船舶特定係留施設（福山港一文字地区）及び近接する駐車場並びにこれに付属する設備により構成されます。

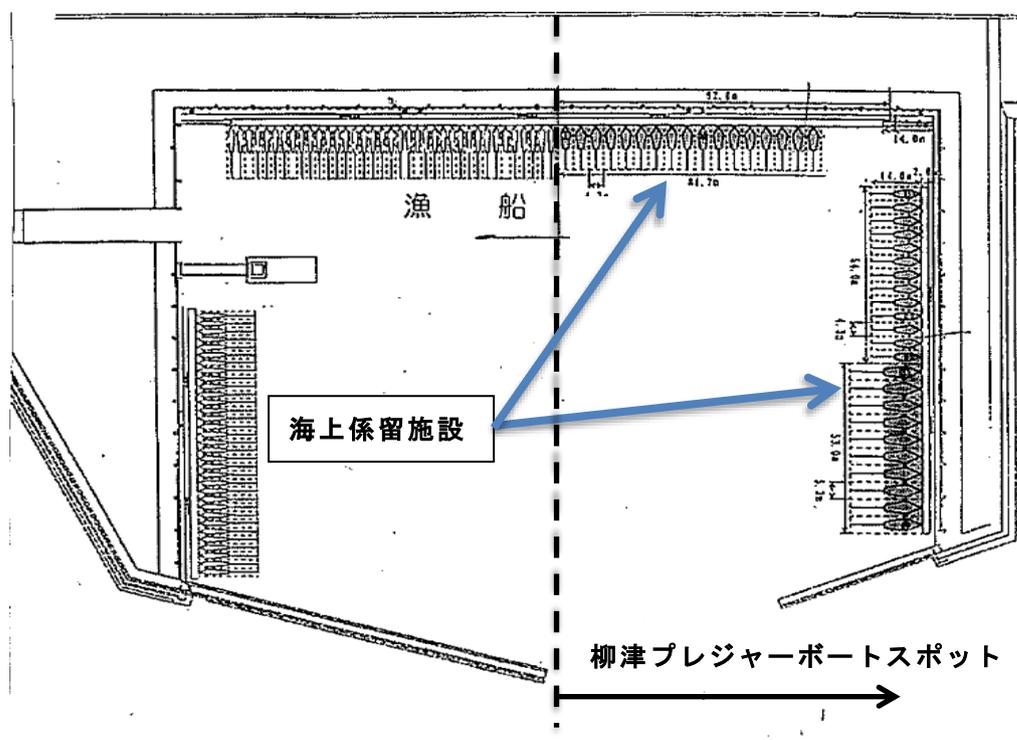
施設区分	施設の規模
海上係留施設	浮棧橋 14 基 448 隻 【内訳】 8m バース 350 隻 9m バース 92 隻 一時係留棧橋 6 隻 係留杭 φ500 88 本 重防食・電気防食 主棧橋 2,858 平方メートル セパレートタイプ 補助棧橋 4 基 係船ビーム (8m) 351 基、(9m) 94 基 連絡橋（手摺、アルミ製門扉、テンキー式電子錠含む） フットライト 等
多目的トイレ	男子 1、女子 1、多目的 1
駐車場	108 台（うち障害者用 4 台）、照明灯（LED）13 基



イ 柳津プレジャーボートスポット（設置場所：福山市柳津町）

広島県港湾施設管理条例別表第1の小型船舶特定係留施設（尾道糸崎港柳津地区）及び近接する駐車場並びにこれに付属する設備により構成されます。

施設区分	施設の規模
海上係留施設	51 隻
駐車場	193.08 m ²



（2）施設の設置目的

広島県では、公共の水面に放置されたプレジャーボート（放置艇）に起因する様々な問題を解決するため、平成10年に広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例を制定し、係留保管施設の整備による収容能力の向上と禁止区域の指定による規制による放置艇対策を推進しています。

福山地域マリーナ施設は、福山港地域及び尾道糸崎港におけるプレジャーボートの係留保管の秩序を確立し、海洋性レクリエーションの健全な発展を図ることを目的として設置した施設です。

2 申請資格

- (1) 法人等の団体であること（法人格の有無は問わない）。
- (2) 法人等又はその代表者及び役員が、次に該当しないこと。
 - ア 法律行為を行う能力を有しない者
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本県における一般競争入札等の参加を制限されている者
 - エ 物品調達及び委託・役務業務の競争入札等に係る指名除外要領及び建設業者等指名除外要綱の規定により、本県において指名除外措置を受けている者
 - オ 当該法人等の責めに帰すべき事由により、地方自治法第244条の2第11項の規定による

- 指定の取消しを受けてから5年を経過しない者
- カ 本県における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- キ 広島県税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- ク 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体
- (3) 法人等が広島県内に、本店若しくは支店、又はこれに準ずる事務所を有すること。
- (4) 施設の管理に当たって資格、免許等が必要な場合は、その資格等を有すること。
- (5) 複数の法人等で構成したグループ（共同企業体、事業協同組合等）が申請する場合は、次の条件を踏まえること。
- ア グループの名称を設定し、代表となる法人等を選定すること。
- イ グループにおける構成員は、同時に単独で申請することができない。
- ウ 同時に複数のグループの構成員となることはできない。
- (6) 指定期間の始期の日までに、各施設仕様書に記述する有資格者を施設に配置できる者であること。
- ただし、一部の業務について、資格を有する者又は必要許認可を取得している者に外部委託する場合は、その旨を事業計画書に明記してください。

3 公募に関するスケジュールなど

(1) 募集要項の配布に関する事項

- ア 配布期間 令和7年7月18日（金）から令和7年9月22日（月）まで
（ただし、休日条例第1条第1項に定める休日は除く。）
- イ 配布時間 午前8時30分から午後5時15分まで
（ただし、令和7年7月18日（金）は午後3時から午後5時15分までとし、その他の日は、正午から午後1時までを除く。）
- ウ 配布場所 広島県庁北館2階 港湾振興課（広島県広島市中区基町10-52）
東部建設事務所第1庁舎1階 港湾課（広島県福山市三吉町一丁目1-1）
※電子データは広島県ホームページからダウンロードできます。
※郵送を希望する場合は、港湾振興課港営グループ宛に390円分の切手を貼付した返信用封筒（定型外角型2号A4判用）を同封の上、請求してください。

(2) 現地説明会に関する事項

立入りに許可等が必要な次の施設について現地説明会を開催します。

- ア 開催日時 令和7年8月21日（木） 午後1時30分から1時間程度
- イ 開催場所 ポートパーク福山
- ウ 内 容 施設の概要説明及び見学
- エ 申込方法 参加希望の方は、8月14日（木）までに現地説明会参加申込書（様式第1号）により、港湾振興課港営グループへ郵送、FAX又はe-mailで申し込んでください。なお、参加人数は、1申請者につき3名までとします。

提出先 広島県土木建築局港湾振興課港営グループ

〒730-8511 広島市中区基町10-52

(Fax) 082-223-2463 (e-mail) dokouwan@pref.hiroshima.lg.jp

(3) 募集に係る質問に関する事項

- ア 受付期間 令和7年7月18日(金)から令和7年8月22日(金)まで
- イ 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで
(ただし、令和7年7月18日(金)は午後3時から午後5時15分まで)
- ウ 受付方法 質問票(様式第2号)に記入の上、港湾振興課港営グループへ郵送、FAX
又はe-mailにより提出してください。
- エ 回答方法 原則として、電子メールにより回答するとともに、県ホームページにも質問
者を明示せず随時掲載します。

(4) 提出書類の受付に関する事項

- ア 受付期間 令和7年9月8日(月)から令和7年9月22日(月)まで
(ただし、休日条例第1条第1項に定める休日は除く。)
- イ 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで
(ただし、正午から午後1時までを除く。)
- ウ 受付場所 広島県庁北館2階 港湾振興課
- エ 提出部数 正本1部、副本8部を提出する。
- オ 提出方法 受付場所に持参又は郵送してください。ただし、郵送の場合は令和7年9月
22日(月)午後5時15分必着とします。

(5) 指定管理者の候補者を選定するための審査に関する事項

広島県指定管理者土木建築局福山地域マリーナ等施設部会(以下「選定委員会部会」という。)において、指定管理者の候補者の審査を行います。

また、候補者の審査において申請書類の内容についてプレゼンテーションを実施しますので出席してください。

なお、プレゼンテーションの開催時期は令和7年10月下旬ごろを予定しておりますが、日時、場所及び実施方法等の詳細については、申請者に別途通知します。

(6) 選定結果の通知

- ア 通知時期 令和7年11月中旬～下旬(予定)
- イ 通知方法 選定結果は、申請者全員に通知するとともに、審査結果を県ホームページで
公表します。

(7) 指定管理者の指定及び協定の締結

指定管理者の候補者が決定した後は、指定(協定締結等)に向けた協議を行い、広島県議会の令和7年12月定例会に指定の議案提出の上、議決後に協定を締結します。

4 申請の際に提出する書類の内容

提出書類は、やむを得ない場合を除き、原則として日本産業規格A列4とし、次の順序に従い、ファイル等に関して提出してください。

(1) 指定申請書(様式第3号)

指定様式に必要事項を記入し、記名してください。

(2) 事業計画書 (様式第4号)

事業計画書には、次の事項を列記すること。

- ア 利用者サービスの向上・確保
- イ 利用促進、新たなイベント提案
- ウ 維持管理水準の妥当性
- エ 申請者の経営状況・信頼性
- オ 申請者の取組姿勢
- カ 申請提案額及び実現性

(3) 添付書類 (手続規則第3条第2項)

ア 定款、寄附行為その他これらに準ずるもの

定款、寄附行為その他これらに準ずる書類を添付してください。(手続規則第3条第2項第1号)

イ 法人等であることを証する書類

区 分	法人等であることを証する書類
法人の場合	法人の登記簿謄本など
地方自治法第260条の2第1項に規定する地縁による団体	地方自治法第260条の2第12項の証明書など
その他の非法人の場合	団体の規約、構成員名簿など 共同企業体の場合は、共同企業体協定書

※「共同企業体協定書」には、共同企業体の目的及び名称並びに構成員の名称、所在地、業務分担及び出資割合などの他、構成員の変動(交替、脱退及び加入)についての項目(県及び構成員の承認が必要である旨)も記載してください。(例:様式第5号)

ウ 申請書を提出する日の属する前事業年度の事業報告書及び前事業年度から3カ年の決算書類(収支計算書、貸借対照表、財産目録等その他経営状況を明らかにする書類(損益計算書を提出する場合は、収支計算書は省略できるものとする。))

※新たに設立される法人等における経営状況を明らかにする書類については、申請書を提出する日の属する事業年度に係るもののみを添付してください。

エ 申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書

オ 法人等又はその代表者が申請資格を持たないもの(2の(2))に該当しないことを証する書類

- ・申請資格を持たない者に該当しない旨の申立書(様式第6号)
- ・申請日前3カ月以内に発行された広島県税、消費税及び地方消費税の納税証明書(納税義務者でない場合、「未納の税額がないことの証明書」)

※場合によっては、法人等の主要構成員(取締役、理事等)に係る住民票又は住民票記載事項証明書の提出を求めることがあります。

カ 指定を受けようとする公の施設と同種又は類似の施設の管理運営実績がある場合は、それを明らかにする書類

【実績を証する書類の内容の例(様式第7号)】

- ・同種又は類似の施設の名称、所在地、施設の内容、施設の規模(面積や建物の概要等)、施設の年間新規入艇数等
- ・同種又は類似の施設の管理運営体制、管理運営業務の期間
- ・同種又は類似の施設の管理運営経費等が明確に分かる収支計算書等

キ 暴力団排除及び社会保険等の加入に係る宣誓書(様式第8号)

ク 障害者の雇用状況を確認できる書類

区 分	法人等であることを証する書類
障害者の雇用義務のある者	公共職業安定所長へ報告した障害者雇用状況報告書（事業主控）の写し
障害者の雇用義務のない者	障害者を1名以上直接的かつ恒常的に雇用していることを確認できる書類 ① 本人の身体障害者手帳又は療育手帳等 ② 本人の健康保険証等 ※ ①②両方必要、ともに写しで可

ケ 電子データの保存等に関する申出書（様式第9号）

※ 管理業務の実施に当たり、個人情報データを電子データで取り扱わない場合は提出不要です。）

※ 管理業務の一部を第三者に業務を委託するに当たり、個人情報を電子データで取り扱わせる場合で、申請時に委託予定先が決定している場合は、委託先の相手方からも提出させること。

コ 就業規則及び労使協定書の写し

5 審査基準等

手続条例第3条各号の基準について、選定委員会部会において審査方法を定め、総合点数方式により採点の上、指定管理者の候補者の適格性等を審査します。（1申請者のみの場合、基準点を設ける場合があります。）

（1）審査基準ごとの審査の観点及び配点ウエイト

審査基準及び審査の観点	配点ウエイト
1 利用者サービスの向上・確保 <ul style="list-style-type: none"> 施設利用の事務を行う日、窓口受付時間などは、利用者の利便性に配慮したものか 施設及び付属設備の利用について円滑に管理運営される見込みか 利用者等からの要望や苦情等への的確な対応ができるか 利用者の安全対策が取られているか（緊急時の避難体制等を含む） 個人情報の取扱いが適切に行える見込みか 	20
2 利用促進、新たなイベント提案 <ul style="list-style-type: none"> 利用状況等の目標設定は適当かつ現実的か 利用促進策、利用者増への取組がなされているか 広報活動等に係る内容（計画）はどうか 施設の効用発揮のための魅力的な提案がなされているか 特定の者等に有利な利用とならないか 放置艇対策、海洋性レクリエーション活動の発展を図る魅力的な提案がなされているか 	20
3 維持管理水準の妥当性 <ul style="list-style-type: none"> 施設の修繕等に関する取組は適切か 清掃等は仕様書基準を満たしているか 巡回、日常点検等の点検診断及び設備・機器等の保守点検は仕様書基準を満たしているか 管理水準の維持・向上を図るための効果的な提案がなされているか 	15
4 申請者の経営状況・信頼性 <ul style="list-style-type: none"> 職員の執行体制（安全管理・労災）が安定し、配置数は適正か 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく法定雇用率を達成しているか 責任者常駐の有無等、責任体制は確保されているか 有資格者、経験者の配置状況は適切か 業務や安全管理等に対する職員研修等の充実度はどうか 再委託を行う場合の内容及び委託先は適切か 不測の事態への対応（保険等）はどうか 財務状況は健全か 	15
5 申請者の取組姿勢 <ul style="list-style-type: none"> 施設の目的・公共性の理解度はどうか 地域や関係団体等との連携体制が取れるか 	10

審査基準及び審査の観点	配点ウエイト
<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画やプレゼンにおける申請者の取組姿勢はどうか ・県の施策（放置艇対策や海洋性レクリエーション活動の発展）への協力等に対する考え方はどうか 	
6 申請提案額 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> $\frac{\text{①申請者の提案金額}}{\text{②最高提案金額}} \times 10$ </div> （※ 小数点第1位まで求める。小数第2位切捨て） （指定管理期間の全体額《10年間分を合算》） なお、申請者の提案金額が、計画納付下限額を下回る場合は失格	10
7 申請提案額の実現性 <ul style="list-style-type: none"> ・収入の確保に向けた取組の内容はどうか ・管理運営費用の削減に向けた取組はどうか ・申請提案額と事業計画は整合しているか 	10
合計点数	100

※ 施設の設置目的である海洋性レクリエーションの健全な発展を実現させるためには、利用者の視点に立ったアプローチが重要であると考えており、審査項目の「利用者サービスの向上・確保」及び「利用促進、新たなイベント提案」を重点項目として、配点ウエイトを高く設定しています。

※ 1から7の審査項目うち6の「申請提案額」を除く項目については、総合審査により次の5段階によって評価します。
 なお、仕様書の基準を満たしていない場合は、失格となります。

評価基準

1 劣る	2 少し劣る	3 普通(同程度)	4 優れている	5 特に優れている
○他の申請者の提案内容等と比較して劣る	○他の申請者の提案内容等と比較して少し劣る	○他の申請者の提案内容等と比較して同程度である	○他の申請者の提案内容等と比較して優れている	○他の申請者の提案内容等と比較して特に優れている
○実現に際し、不確定要素が多くある	○実現に際し、不確定要素がある	○実現性を見込める	○実現性を十分見込める	○実現できる

6 業務の範囲及び具体的内容

指定管理者が行う業務の範囲は次のとおりとしますので、事業計画書（様式第4号）に実施する内容を盛り込んでください。（詳細は、別紙仕様書のとおり）

- (1) 使用許可及び利用料金の徴収等に関する業務
- (2) 施設利用者の募集に関する業務
- (3) 艇の保管に関する業務
- (4) ビジターに関する業務
- (5) 文書の管理に関する業務
- (6) 関係機関、地域住民との調整、利用者対応に関する業務
- (7) 県有物品の管理に関する業務
- (8) 施設・設備の保守点検に関する業務
- (9) 施設・設備の修繕に関する業務
- (10) 清掃等環境整備に関する業務
- (11) 安全管理に関する業務
- (12) 保安警備に関する業務
- (13) 放置艇対策及び海洋性レクリエーション活動の普及への取り組みに関する業務
- (14) 災害時・事故発生時等の対応に関する業務
- (15) その他上記業務に付随する業務

7 利用料金に関する事項

(1) 完全利用料金制の採用

当該施設においては、地方自治法第 244 条の 2 第 8 項に定める利用料金制を採用します。指定管理者は、収受した利用料金収入により管理運営に要する費用を賄うこととなります。

万一、管理運営に要する費用が利用料金収入額を超えた場合において、県はその不足分を補填しません。

(2) 利用料金の額

利用料金の額は、広島県港湾施設管理条例に定める金額の範囲内において、指定管理者が、知事の承認を得て決定します。

なお、指定期間中の利用料金の「提案額」及びその収入見込みによる収支計画を事業計画書に記述してください。

また、原則として利用料金の額は現行の利用料金の範囲の額とし、これを超える提案をする場合は、その理由を説明する書類を提出してください。

(3) 利用料金の減免及び返還

利用料金の減免及び返還は、指定管理者において行います。

8 県への納入額等

福山地域マリーナ施設の指定管理者は、利用料金収入のうち一定額を県へ納入しなければなりません。

(1) 指定管理者が設定する納入額

事業計画書中の「県への納入設定額」欄に福山地域マリーナ施設の収支計画により、指定管理者が県へ納入する額を設定してください。(百万円単位)

なお、(2) の「計画納入下限額」を下回った場合は、失格となりますので、留意してください。

(2) 計画納入下限額 (これ以上の額を記入してください。)

年 度	計画納入下限額
令和 8 年度	14 百万円
令和 9 年度	14 百万円
令和 10 年度	14 百万円
令和 11 年度	14 百万円
令和 12 年度	14 百万円
令和 13 年度	14 百万円
令和 14 年度	14 百万円
令和 15 年度	14 百万円
令和 16 年度	14 百万円
令和 17 年度	14 百万円

9 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 18 年 3 月 31 日までとします。

10 協定に関する事項

指定管理者の候補者として選定された後、広島県議会の指定議決がなされるまでの間に、管理に係る細目的事項、指定管理者が県に納入する額等を定めるため、広島県と指定管理者とで協議を行い、広島県議会の議決を経て指定管理者に指定された後、協定を締結することとなります。

また、協定締結においては、指定期間を通じての基本的な事項を定めた「包括協定」と、年度

ごとの事業実施に係る事項を定めた「年度別協定」を定めることとします。

(1) 包括協定の内容

- ・ 業務に関する基本的な事項
- ・ 利用料金に関する事項
- ・ 指定管理者が県に納入する額等に関する基本的な事項
- ・ 情報公開に関する事項
- ・ 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- ・ 情報セキュリティに関する事項
- ・ 事業報告、業務報告及び業務点検に関する事項
- ・ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- ・ リスクの管理、責任分担に関する事項
- ・ その他

(2) 年度別協定の内容

- ・ 当該年度の業務内容に関すること
- ・ 当該年度に指定管理者が県に納入する額等に関する事項
- ・ その他

11 その他

- (1) 申請に要する費用は、申請者の負担とします。
- (2) 申請書類は返却しません。
- (3) 申請書提出後は、軽微な変更を除いて提出書類の記入内容を変更することはできません。
- (4) 申請書の提出後に辞退する場合は、速やかに辞退届（様式第10号）を提出してください。
- (5) 申請に係る提出書類に虚偽の記載があった場合、その他申請にあたり不正な行為があった場合は、審査の対象から除外します。
- (6) 申請者から提出された事業計画書等については、選定者又は落選者の如何に関わらず、行政文書開示請求があった場合、広島県情報公開条例に基づき開示することがあります。
手続条例第4条から第7条の規定に特に留意してください。
- (7) 指定管理者の候補者が、協定の締結までに次の事項に該当するに至った場合は、その選定を取り消し、協定を締結しないことがあります。
 - ・ 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実でないと認められるとき。
 - ・ 著しく社会的信用を損なう行為等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。
- (8) リスクの管理・責任分担の詳細については別途協定で定めませんが、県の基本方針は次のとおりですので、留意してください。

責任分担一覧表

項 目	県	指定管理者	備 考
①施設及び設備の維持管理		○	
②施設の使用許可等		○	
③使用料の徴収及び収納		○	
④施設等の目的外使用許可	○		

項 目	県	指定管理者	備 考
⑤施設等の修繕 (1件あたりの修繕費総額が250万円以内)		○	県と協議の上実施
⑥施設等の修繕 (1件あたりの修繕費総額が250万円超)	○		
⑦災害による施設等の修繕	○	(応急措置)	
⑧管理上の損害賠償責任		○	第一次的な責任は指定管理者とする。
⑨包括的管理責任	○		
⑩災害時、事故等緊急時の対応		○	

リスク分担一覧表

項目	内容	負担者	
		県	指定管理者
物価変動	人件費や物品費等の物価変動に伴う経費の増		○
金利変動	金利変動に伴う経費の増		○
法令の変更	施設管理、運営(設置基準の変更による整備等)に影響を及ぼす法令変更	○	
	上記以外の法令変更		○
税制度の変更	施設管理や運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	上記以外の税制変更		○
不可抗力	不可抗力(暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他の行政又は指定管理者のいずれの責めにも帰することのできない自然的又は人為的な現象)に伴う、施設、設備の修復(災害復旧含む)	○	
	施設、設備の修復が完了するまでの管理業務の実施への影響(休業等)		○
第三者への賠償	指定管理者の責めに帰すべき事由により生ずる損害		○
	上記以外の理由による損害	○	
施設(設備)等の損傷・修繕	指定管理者による管理の瑕疵から生ずるもの		○
事業リスク、 保険の加入	施設に係る保険の加入		○
	現地事務所等の職員に係る保険の加入		○
	第三者への補償に係る保険の加入		○
事業の終了又は 廃止	県の債務不履行、施設を廃止した場合における事業者の撤収費用	○	
	指定管理業務の期間が終了した場合又は指定管理者が指定期間途中において業務を廃止等した場合における事業者の撤収費用		○

- (9) 施設の管理運営の引き継ぎについては、協定締結後、随時行うものとします。
- (10) 指定管理者は、現行管理者の継続業務を基本的に引き継ぐこととし、管理者の変更により利用者等が不利益を被らないよう適切に対応するものとします。
- (11) 指定管理者の候補者は、自己の責任及び負担において、令和8年4月1日から指定管理施設の管理運営業務を遂行できるように、人的及び物的体制を整えておくこととします。
- (12) 指定管理者は、手続条例第8条に基づき、管理者責任を負うこととなります。

【広島県公の施設における指定手続等に関する条例(抜粋)】

第8条 指定管理者は、故意又は過失により指定管理施設の施設若しくはその設備を損傷し、又は滅失したときは、直ちにこれを原状に回復し、又はその損傷若しくは滅失によって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、知事等が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

- (13) 知事は、指定管理者に毎年度、所定の事業報告を求めます。

また、必要に応じて、別途、業務報告・業務点検等を求めることがあります。

この場合、指定管理者は、これに速やかに応じるものとします。

(14) 広島県は、施設の適正な管理運営の確保とサービス水準の維持向上に取り組むため、「指定管理者制度導入施設に対する業務点検ガイドライン」に基づき、業務点検を行うこととしております。指定管理者は、事業報告書・業務報告書の作成及び報告、利用者満足度調査の実施、要求・要望等への対応を通じ、主体的な業務改善に取り組むとともに、毎年度、管理運営に関する自己評価を実施し、県に報告してください。

(15) 指定管理者は、会社の合併・分割等、法人体制の変更を行おうとする場合は、期日の6ヶ月以上前までに県に報告を行うものとします。

(16) 指定管理者は、指定管理業務とは別に、あらかじめ知事の承認を受けて、施設の利用促進やサービス向上のため、福山地域マリーナ施設の施設目的に合致する範囲内で自己の責任と費用において自主的な提案事業（自主事業）を実施することができます。

この事業に係る経費については、すべて指定管理者が負担するものとします。

また、この事業実施のために福山地域マリーナ施設の施設等を使用する場合、別途県に対して使用許可の手続きを行い、原則として使用料を負担していただきます。

(17) 指定管理者は、指定期間の満了又は指定の取消し等により、指定管理者でなくなる場合には、次に施設を管理する指定管理者及び県等に業務内容の引継ぎを、適切に行うものとします。